

令和2年9月9日

告示

当財団は、本日JBCルール第14条3項、第15条、JBC倫理規程第5条及びJBC制裁規程第2条第2項5号、資格審査委員会規則第2条4項に基づき、六島ボクシングジム（以下「六島ジム」という）の枝川孝（ライセンスNo.27672）氏を令和2年8月24日よりライセンス資格無期限停止処分とする。

理由： 枝川孝氏は、自身の経営する不動産会社の法人税などを脱税し、法人税法違反などの罪で懲役1年、執行猶予3年の有罪判決を受けた。

このことはボクシング界の信用を著しく貶める行為であり、当財団は枝川孝氏を令和2年8月24日よりライセンス資格無期限停止処分とする。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション